

議案第7号

教育委員会事務局職員の人事（出向）について

教育委員会事務局職員の人事（出向）をしたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条により委員会の同意を求める。

令和5年3月22日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳岡 幸裕

記

別紙のとおり

議案第 8 号

教育委員会事務局職員の任命について

教育委員会事務局職員の任命をしたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条により委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳 岡 幸 裕

記

別紙のとおり

議案第 9 号

令和 5 年度北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）第 4 条の規定により、令和 5 年度の北栄町立小学校及び中学校の学級編成基準を定めたいので、北栄町教育長に対する事務委任規則（平成 17 年北栄町教育委員会規則第 5 号）第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳 岡 幸 裕

記

令和 5 年度同学年の児童・生徒で編成する 1 学級の児童又は生徒の数

(1) 小学校

1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
30 人					

(2) 中学校

1 年	2 年	3 年
33 人	35 人	35 人

(添付参考資料：議案第9号関係)

少人数学級編成 整理表 (協力金含む)

【小学校】

基準／学年	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年
国	35人	35人	35人	<u>35人</u>	40人	40人
県	30人	30人	30人	<u>30人</u>	35人	35人
	②県単独	②県単独	①県・町	①県・町	①県・町	①県・町
町					30人	30人
					③町単独	③町単独

※③町単独は、学年児童数が61人から70人までが対象で、すべて町負担500万円。

①71人から80人までが、県・町1/2協力金で半額負担。小学校は、教員1名分の負担となり、町負担200万円×1名分となる。

②県単独は、すべて県費負担。町負担0円

【中学校】

基準／学年	中1年	中2年	中3年
国	40人	40人	40人
県	33人	35人	35人
	②県単独	①県・町	①県・町
町			

※①71人から80人までが、県・町1/2協力金で半額負担。中学校は、原則、教員2名分(学級数による)の負担となり、200万円×2名分となる。(学校の学級数により教員配置数は1名の場合もある。)

②県単独は、すべて県費負担。町負担0円

・町単独基準はない。

議案第 10 号

北栄町小中学校等入学祝い金支給要綱の制定について

北栄町小中学校等入学祝い金支給要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳 岡 幸 裕

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町小中学校等入学祝い金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北栄町内の児童・生徒（以下「児童等」という。）が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校並びに特別支援学校の小学部・中学部（以下「小中学校等」という。）に入学する際に、小中学校等入学祝い金（以下「祝い金」という。）を支給することにより、就学費用の負担軽減及び子育て世帯を支援し、児童等の健全な育成をはかることを目的とする。

(対象者)

第2条 祝い金の支給を受けることのできる者は、当該年度の5月1日現在において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、町の住民基本台帳に登録されている者で、小中学校等に1年生として入学する児童等を現に監護しているもの（以下「保護者」という。）とする。

(祝い金の額)

第3条 祝い金は、小学校及び小学部入学児童1人につき1万円、中学校及び中学部入学児童1人につき3万円支給する。

(祝い金の支給申請等)

第4条 祝い金の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、北栄町小中学校等入学祝い金支給申請書兼請求書（様式第1号）を町長に申請しなければならない。

2 祝い金は、申請者が支給の申請及び請求を併合して行うこととする。

(申請の期間)

第5条 祝い金の申請期間は、児童等が小中学校等に入学した年度の6月30日までとする。

(支給の決定)

第6条 町長は、第4条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、現金を支給する。

2 町長は、祝い金の支給ができないと認めるときは、北栄町小中学校等入学祝い金支給却下通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

（支給の時期）

第7条 祝い金は、申請を町が受け付けた日から2月以内に支給するものとする。

（対象者からの除外）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、祝い金を支給しない。

（1） 祝い金の申請を行う前に、児童等が死亡したとき。

（2） 祝い金の申請を行う前又は申請中に、児童等又は申請者が転出したとき。

（3） その他町長が不当と認めるとき。

（譲渡及び担保の禁止）

第9条 祝い金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（祝い金の返還）

第10条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により祝い金の支給を受けたときは、支給した祝い金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

北栄町長 様

年 月 日

北栄町小中学校等入学祝い金支給申請書兼請求書

北栄町小中学校等入学祝い金支給要綱第4条の規定により、祝い金の支給を次のとおり申請し、請求します。

1. 申請者

フリガナ		
氏名		
住所	〒	鳥取県東伯郡北栄町
肩書等		
電話番号		

2. 新入学児童等

フリガナ			
氏名			
生年月日	年	月	日
学校名			

3. 祝い金支給申請額

円

小学校又は小学部・・・10,000円、中学校又は中学部・・・30,000円

4. 振込口座 ※申請者名と振込口座名義人は同一としてください。

金融機関名							
支店名	支店・支所・出張所						
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
口座番号							
名義人（カナ）							

様

北栄町長

北栄町小中学校等入学祝い金支給却下通知書

年 月 日付けで申請のあった入学祝い金の支給について、下記のとおり却下しますので、北栄町小中学校等入学祝い金支給要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 新入学児童等

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
学校名	

2 却下理由

議案第 11 号

北栄町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

北栄町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳 岡 幸 裕

記

別紙のとおり

北栄町告示第 号

北栄町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

北栄町産後ケア事業実施要綱(平成30年北栄町告示第41号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第4(第9条、第12条関係) アウトリーチ型に要する費用 (単位:母子1件あたりの額、円)		別表第4(第9条、第12条関係) アウトリーチ型に要する費用 (単位:母子1件あたりの額、円)	
利用料	委託料	利用料	委託料
1,200	6,000	0	3,400

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

北栄町産後ケア事業実施要綱

平成30年4月1日

告示第41号

(目的)

第1条 この要綱は、出産後の一定期間において、強い育児不安や家族等から産後の援助が十分に得られないなど、特に育児支援を必要とする母子を対象に、心身の安定と育児不安の解消を図るとともに、また児童虐待の未然防止を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 北栄町産後ケア事業(以下「事業」という。)の実施主体は町とし、事業の実施に当たっては、利用対象者、事業の種類、内容、期間及び利用料の決定を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められた産科医療機関又は助産所(以下「委託機関」という。)及び助産師等に委託することができる。

(事業の種類及び内容)

第3条 事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) デイサービス型 出生後1年を経過しない乳児とその母親(以下「母子」という。)又は、出生後1年を経過しない乳児のみを日帰りで施設利用させ、母親の心身の休養を図るとともに、次に掲げる支援を行う。

ア 乳児の成長・発達・養育等に関する相談

イ その他事業の目的を達成するために必要な保健指導に関すること

(2) 宿泊型 出生後1年を経過しない乳児とその母親と一緒に宿泊させて、母親の体力の回復を図るとともに、次に掲げる母体ケア及び乳児ケア等を行う。

ア 母子の健康管理及び生活面の指導に関すること

イ 沐浴、授乳等の育児指導に関すること

ウ その他事業の目的を達成するために必要な保健指導に関すること

(3) アウトリーチ型 委託した助産師等が出生後1年を経過しない乳児とその母親の自宅等に訪問し、母親の心身の休養を図るとともに、次に掲げる支援を行う。

ア 乳児の成長・発達・養育等に関する相談

イ その他事業の目的を達成するために必要な保健指導に関すること

(4) (1)～(3)いずれも、早産児や低出生体重児の場合は、出産予定日を基準にした、修正月齢で利用可能とする。

(事業の利用対象者)

第4条 事業の利用対象者(以下「利用対象者」という。)は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 申請日において町内に住所を有する妊婦又は母子であること

(2) 乳児が健康で日常生活に支障がないこと

(3) デイサービス型については、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、母親に心身の休養が必要であると認められること

(4) 宿泊型及びアウトリーチ型については、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず母親に産後の体調不良又は強い育児不安があるなど、特に支援が必要であると認められること

(5) 里帰り出産により町外に住所を有する産婦で、支援を受ける必要性が高いと判断できる者

(事業の実施方法)

第5条 デイサービス型及び宿泊型は、委託機関に委託して行うものとし、アウトリーチ型は町長が委託した助産師等が業務を行う。

2 デイサービス型及び宿泊型の委託を受ける者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 事業に従事する助産師等を配置し、適切な母体ケア、乳児ケア、保健指導、育児指導及び相談(以下「保健指導等」という。)を行うことができること

(2) 母子に安全かつ快適な環境を提供できる施設及び設備を備えていること

3 町長がアウトリーチ型を委託した助産師等は、適切な保健指導等を行うことができる者でなければならない。

(利用期間)

第6条 事業を利用することができる期間は、次のとおりとする。

(1) デイサービス型 母子の場合は1組につき7日間を限度とする。乳児のみの場合は、週に3日以内とする。利用時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。なお、利用の初日及び最終日は、それぞれ1日とみなす。

(2) 宿泊型 3日間以内とする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。なお、利用の初日及び最終日は、それぞれ1日とみなす。

(3) アウトリーチ型 原則として3回以内とする。ただし、町長が特に必要と認める場合には、更に3回を限度として、必要最小限の範囲内で利用することができる。

(利用の申請)

第7条 この事業の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ北栄町産後ケア事業利用申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を事業の利用開始後に行うことができる。

(1) 乳児の預かりに緊急を要する場合。

(2) 母親の体調不良等、利用対象者に緊急の事態が生じ、申請書の提出ができない場合。

(3) その他町長が特に必要と認める場合。

(利用の決定等)

第8条 町長は、申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定し、北栄町産後ケア事業利用承認通知書(様式第2号)又は北栄町産後ケア事業利用不承認通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(利用料)

第9条 前条の規定による事業の利用承認を受け、利用した者(以下「利用者」という。)は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める区分に応じた利用料を、町の発行する納入通知書により、町へ支払わなければならない。ただし、鳥取県産後ケア利用料無償化事業補助金の適応を受ける場合は、全額を免除する。

(利用の変更等)

第10条 利用者は、第8条の規定により決定を受けた内容に変更等が生じたときは、速やかに北栄町産後ケア事業変更(中止)届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があつたとき、又はやむを得ない理由があると認める場合は、既に決定している内容を変更し、又は中止することができる。

3 町長は、前項の決定を行ったときは、北栄町産後ケア事業利用変更承認(中止決定)通知書(様式第5号)により、当該届出をしたものに通知するものとする。

(実施報告)

第11条 委託機関及び助産師等は、事業を実施した月の翌月の末日までに、北栄町産後ケア事業実施報告書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(委託料の支払)

第12条 町長は、前条の報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、委託機関又は助産師等の請求により、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める委託料を支払うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第9条、第12条関係)

デイサービス型(乳児のみ)に要する費用

(単位：乳児1人当たりの日額、円)

区分		利用料	委託料
4時間まで	市町村民税課税世帯	1,200	6,000
	市町村民税非課税世帯	600	
	生活保護世帯	0	
4時間超8時間まで	市町村民税課税世帯	2,200	11,000
	市町村民税非課税世帯	1,100	
	生活保護世帯	0	
備考			
1 市町村民税非課税世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯を含む。ただし、生活保護世帯で取り扱われる場合を除く。			
2 生活保護世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯で市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。			

別表第2 (第9条、第12条関係)

デイサービス型(母子が利用した場合)に要する費用

(単位：母子1組当たりの日額、円)

区分	利用料	委託料
市町村民税課税世帯	2,600 (880)	13,000 (4,400)
市町村民税非課税世帯	1,300 (440)	
生活保護世帯	0	
備考		
1 市町村民税非課税世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯を含む。ただし、生活保護世帯で取り扱われる場合を除く。		

- 2 生活保護世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯で市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- 3 多胎児が利用する場合、()の金額に2人目以降の乳児の人数を乗じた額を加算した額とする。

別表第3(第9条、第12条関係)

宿泊型に要する費用

(単位：母子1組当たりの日額、円)

区分	利用料	委託料
市町村民税課税世帯	3,200 (1,080)	16,000 (5,400)
市町村民税非課税世帯	1,600 (540)	
生活保護世帯	0	

備考

- 1 市町村民税非課税世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯を含む。ただし、生活保護世帯で取り扱われる場合を除く。
- 2 生活保護世帯には、母子家庭又は養育者家庭の世帯で市町村民税非課税世帯に該当する場合を含む。
- 3 多胎児が利用する場合、()の金額に2人目以降の乳児の人数を乗じた額を加算した額とする。

別表第4(第9条、第12条関係)

アウトリーチ型に要する費用

(単位：母子1件あたりの額、円)

利用料	委託料
1,200	6,000

議案第 12 号

北栄町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳 岡 幸 裕

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町学校給食費徴収条例施行規則の一部を改正する規則

北栄町学校給食費徴収条例施行規則(平成29年北栄町教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(学校給食費に相当する経費の徴収) 第6条 条例第6条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 児童に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>297円</u></p> <p>(2) 生徒に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>352円</u></p> <p>2 略</p>	<p>(学校給食費に相当する経費の徴収) 第6条 条例第6条第2項に規定する学校給食費の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 児童に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>278円</u></p> <p>(2) 生徒に準じた学校給食を提供したとき 1食につき<u>330円</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 13 号

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定
について

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求めらる。

令和 5 年 3 月 22 日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳 岡 幸 裕

記

別紙のとおり

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱(平成18年北栄町教育委員会訓令第3号)

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、鳥取県・鳥取県中部の代表として県外のスポーツ大会に出場する町内に住所を有する小・中学生に対し、参加に要する経費の一部を補助することによりスポーツ振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助の対象となる派遣は、県予選その他県規模の選考会(推薦を含む)を経て出場する県外で行われるスポーツ大会への派遣で、<u>全国又は都道府県の各種スポーツ競技団体が主催する中国大会以上の規模と認められる大会とする。ただし、上位選手又はチームの辞退により繰り上げ出場する場合は対象としない。</u></p> <p>2 補助の対象となる者は、前項の補助の対象となるスポーツ大会に出場登録する町内に住所を有する小・中学生の選手、またその選手を引率する監督及びコーチ(<u>他補助金の支給のない各1名に限る</u>)とする。<u>ただし、町長が特に必要と認め</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、鳥取県・鳥取県中部の代表として県外のスポーツ大会に出場する町内の小・中学生に対し、参加に要する経費の一部を補助することによりスポーツ振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(補助の対象)</p> <p>第2条 補助の対象となる派遣は、県予選その他県規模の選考会(推薦を含む)を経て出場する県外で行われるスポーツ大会への派遣で、<u>日本スポーツ協会若しくは日本レクリエーション協会加盟の競技団体が主催若しくは共催する全国規模の大会又はこれらの中国大会とする。ただし、上位選手又はチームの辞退により繰り上げ出場する場合は対象としない。</u></p> <p>2 補助の対象となる者は、前項の補助の対象となるスポーツ大会に出場登録する次に掲げる小・中学生の選手、またその選手を引率する監督及びコーチ(各1名に限る)とする。</p>

<p><u>る者はこの限りでない。</u></p>	<p>(1) <u>町内のスポーツクラブ又は スポーツ団体に所属する個人又 は団体</u></p> <p>(2) <u>町内に活動する場がなく、や むなく町外で活動している小・中 学生</u></p>
---------------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の北栄町スポーツ県外派遣費補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

議案第 14 号

令和 5 年度こども園、小学校及び中学校医の委嘱について

次の者をこども園、小学校及び中学校医に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳 岡 幸 裕

記

別紙のとおり

令和5年度 こども園、小学校及び中学校医名簿(案)

●任期： 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

園・学校	種別	氏名	新規 ／継続	病院等
北条こども園	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	薬剤師	石川 美香	継続	アイ調剤薬局
大誠こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	薬剤師	福光 真寿美	継続	(有)加藤調剤薬局
由良こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	牧野 幸弘	継続	あかさき薬局
大谷こども園	内科医	妹尾 磯範	継続	せのお小児科内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	薬剤師	石亀 二美江	継続	まつもと薬局
北条小学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	継続	野島病院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	生田 麗	継続	大陽堂薬局 本店
大栄小学校	内科医	大石 一康	継続	大石医院
	歯科医	仲 秀典	継続	仲歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	耳鼻科医	山崎 愛語	継続	かほく耳鼻咽喉科クリニック
	薬剤師	森下 聡夫	継続	大陽堂薬局 新町店
北条中学校	内科医	高見 博	継続	高見医院
	歯科医	林 映理子	継続	えりい歯科クリニック
	眼科医	寺坂 祐樹	継続	野島病院
	薬剤師	忌部 美里	継続	大陽堂薬局 本店
大栄中学校	内科医	中本 健太郎	継続	中本内科医院
	歯科医	橋本 康平	継続	橋本歯科医院
	眼科医	武信 順子	継続	武信眼科医院
	薬剤師	牧田 眞知子	継続	大陽堂薬局 本店

※平成30年度より、こども園の眼科医は委嘱しません。

※令和4年度からの変更はありません。

議案第 15 号

北栄町中学校区学校運営協議会委員の任命について

北栄町中学校区学校運営協議会委員を任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の承認を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳 岡 幸 裕

記

別紙のとおり

北栄町大栄中学校区学校運営協議会委員（案）

	氏 名	役 職 等	備 考
1	井川 敦雄	由良地区まちづくりの会会長	
2	大西 慶祐	大栄中学校同窓会理事	
3	重信 泰子	元小学校教頭	
4	田中 暁宏	鳥取中央育英高校主幹教諭	
5	藤井 明美	北栄町民生委員	新規
6	進木 富夫	遊楽隣工房 代表（元中学校長）	
7	妻由 道明	大栄中学校同窓会長	
8	中川 昇	元中学校校長	
9	中西 澄江	北栄町大栄赤十字奉仕団委員長	
10	松岡 幸子	大谷こども園園長	新規
11	中江 人美	ほくほくプラザ館長	
12	中山 功一	放課後児童クラブ責任者	
13	岩本裕久枝	大栄中学校PTA役員・大栄小学校PTA	新規
14	小田 信之	北栄町立大栄小学校長	
15	河原 裕司	北栄町立大栄中学校長	

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

◆地域コーディネーター 秋 山 英 正

北栄町北条中学校区学校運営協議会委員（案）

	氏 名	役 職 等	備 考
1	津島 望	北条中学校 PTA 代表	新規
2	有福 聡子	北栄町民生委員	新規
3	大庭 博	北栄町役場北条支所長	
4	岡 裕一	放課後児童クラブ統括責任者	
5	奥田よしの子	読み聞かせの会つくしんぼ代表	
6	加藤 晋彦	元中学校校長	
7	根鈴 正則	北条小学校 P T A 会長	
8	三村 章雄	社会教育委員	
9	山根 雄一	北栄スポーツクラブ	
10	山根ひろ子	北栄町人権教育推進協力員会議代表	
11	小野塚奈津子	北栄町立北条こども園長	
12	笠見 隆志	北栄町立北条小学校長	
13	萬 章夫	北栄町立北条中学校長	

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

◆地域コーディネーター 荒木 啓子

議案第 16 号

北栄町スポーツ推進委員の委嘱について

次の者を北栄町スポーツ推進委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 5 年 3 月 22 日提出

北栄町教育委員会教育長職務代理者 徳 岡 幸 裕

記

別紙のとおり

北栄町スポーツ推進委員名簿

令和5年3月22日現在

番号	氏名	性別	備考
1	長見 毅	男	
2	宇田川誠章	男	
3	山根由美子	女	
4	中田 光夫	男	
5	齋尾智恵里	女	
6	井上 裕子	女	
7	錦織 志穂	女	
8	藤田 博美	女	
9	米本久美子	女	
10	妻由 愛	女	
11	石寶 麻美	女	
12	河本 喜彦	男	
13	横山 敬道	男	
14	竹歳 浩史	男	
15	竹本 邦弘	男	
16	長谷川 匠	男	
17	西村 靖子	女	
18	近藤 智幸	男	
19	石丸 美幸	女	
20	加藤 亮	男	
21	時枝 亮平	男	
22	石田 浩文	男	
23	近藤 旬一	男	
24			
25			

任 期 令和5年4月1日から
令和7年3月31日までの2年間

【参考資料】

●スポーツ基本法（抜粋）

（スポーツ推進委員）

第32条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

北栄町スポーツ推進委員に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、北栄町スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。

（1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整

（2） 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。

（3） 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。

（4） 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。

（5） スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。

（6） 住民に対し、スポーツについての理解を深めること。

（7） 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

2 前項の規定により、委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

（定数）

第3条 委員の定数は、30人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前項の規定にかかわらず、後任者が選任されるまで在任する。

3 委員は、再任されることができる。